

お客様各位

ペット&ファミリー損害保険株式会社

この度は、弊社ペット保険をご検討いただき、誠にありがとうございます。
弊社重要事項説明書につきまして、以下のとおり、一部変更がございます。
重要事項説明書とあわせてご確認いただきますようよろしくお願ひいたします。

1. 変更箇所

■注意喚起情報 - ペットがケガまたは病気で治療を受けた場合の手続等

- 「1. ペットがケガまたは病気で治療を受けた場合の手続」

2. 変更内容 (下線部分が変更)

変更前：被保険者 保険金請求書に必要事項を記入し、診療明細書または診療計算書の原本
とともにペット&ファミリー損害保険へお送りください。



変更後：被保険者 保険金請求書に必要事項を記入し診療明細書または診療計算書の原本
とともにペット&ファミリー損害保険へお送りください。

(※) マイページ会員で以下のいずれにも該当する場合は、WEB画面
(マイページ) から直接請求いただくことも可能です。

- ✓ 契約者と被保険者(請求者)が同一
- ✓ 診療明細書が5枚以下

-----《ご案内》 WEB画面からのお手続き方法-----

1. WEB請求の選択

- ・マイページ(※)にログインし「保険金請求」メニューでご請求内容を入力した後、確認画面の下部に表示される「WEBで請求する」ボタンを押下してください。

2. WEB請求画面の流れ

- ・以下の3ステップでお手続きが完了します。
① 請求内容を入力 ⇒ ② 診療明細書データをアップロード ⇒ ③ 請求内容を確認し送信

(※) マイページでは、以下の手続きが24時間WEBで可能です。

右のQRコードからご登録いただけます。

✓ ペットの命名 ✓ 保険金のご請求 ✓ ご契約内容の確認・変更 など



以上



〒110-0015

東京都台東区東上野四丁目27番3号

TEL 0120-584-412 (平日9時~17時)

(土日・祝日および12/30~1/4を除く)

24A006-250101

2023年1月版



スマート継続契約用

ペット医療費用保険 通院のみ免責金額控除型

重要事項説明書 【普通保険約款および特約条項】

〈引受保険会社〉



ペット＆ファミリー
損害保険株式会社

〒110-0015 東京都台東区東上野四丁目27番3号

TEL 0120-584-412

URL <https://www.petfamilyins.co.jp/>

※ご契約の取扱代理店は、保険証券に表示しております。

※ペット＆ファミリー損害保険株式会社は、太陽生命、大同生命、
T&Dフィナンシャル生命とともにT&D保険グループの一員です。

22A011-230101



ペット＆ファミリー
損害保険株式会社



もくじ

ペット医療費用保険(通院のみ免責金額控除型) 重要事項説明書

契約概要	2
注意喚起情報	9

ペット医療費用保険(通院のみ免責金額控除型) 普通保険約款および特約条項

第1章 用語の定義条項	15
第2章 補償条項	17
第3章 基本条項	20
特定疾病補償対象外特約(19)	29
保険料分割払特約(19)	29
継続契約初回保険料の口座振替に関する特約(21)	31
クレジットカードによる保険料払込に関する特約(19)	32
保険契約の継続取扱に関する特約(22)	33

げんきナンバーウェルから、げんきナンバーウェル
にご継続のお客さまへ

「げんきナンバーウェル」は、通院治療について1回あたりの免責金額が設定されているなど商品内容がこれまでご加入の保険と異なります。この重要事項説明書を十分ご確認のうえ継続をお願いします。



契約概要

- この「契約概要」は、ペット医療費用保険(通院のみ免責金額控除型)の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものであります。
ご契約(ご継続)の前に必ずお読みいただき、内容をご承諾のうえ、ご継続いただきますようお願い申し上げます。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくはペット医療費用保険(通院のみ免責金額控除型)普通保険約款および特約条項等をご参照ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。



- ### 1. 名称 ペット医療費用保険(通院のみ免責金額控除型) (愛称: げんきナンバーウェルスマート)

2. 商品の仕組み

- (1)この商品は、日本国内で家庭用として飼育される犬または猫(以下「ペット」といいます)を対象とした保険です。ご契約のペットがケガまたは病気(注1)によって診療を受けた場合に保険金をお支払いします。
- (2)お支払いする保険金は、被保険者(ペットの飼い主をいいいます。以下同様とします)が支払った治療費(注2)に補償割合を乗じた金額となります。ただし、保険証券等に記載の支払限度額の範囲内となります。
- (注1)「ケガまたは病気」とは、約款上の「傷害または疾病」のことを指します。
- (注2)治療費とは、当社の約款に定める「保険金を支払わない場合」に定められている項目を除いた費用をいいます。保険金のお支払い対象とならない治療費等がありますので、詳しくは、「補償の内容 2. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)」をご参照ください。

<イメージ図>

$$\text{保険金} = (\text{治療費} - \text{免責金額}) \times \text{補償割合}$$

(保険期間を通じて保険金額上限)
※免責金額があるのは通院の場合



契約者または当会社の
いざれか一方より
申し出がない限り、
毎年契約を継続(終身)



3. 補償の内容

1. お支払事由とお支払いする保険金

お支払事由	被保険者の負担した治療費(注2)が、以下の(1)・(2)・(3)の全てに当たる場合 (1)ご契約のペットがケガまたは病気を被ったことによる治療費であること (2)保険期間中(1年間)に日本国内の動物病院においてなされた治療による治療費であること (3)臨床獣医学上、一般的に認められている診断または治療処置方法で要した治療費であること (具体的には、①診察料(再診料を含みます)、②時間外診料、③検査料、④処置料、⑤手術料、⑥入院料、⑦薬剤料、⑧材料(包帯・ギブス等)、⑨医療器具使用料、⑩保険金請求に必要な診断書等の作成料 等をいいます)
-------	---

お支払いする保険金	・入院治療の場合 治療費(注2)×補償割合 ・通院治療の場合(注3) (治療費(注2)-免責金額)×補償割合 (注3)通院治療の場合、治療費が免責金額以下の場合は保険金のお支払いはありません。
-----------	--

〈プランとお支払いする保険金〉

プラン名	プラン70	プラン50
補償割合	70%	50%
通院1日あたりの 免責金額 (右記金額のいずれか)	【1歳から10歳まで】 3,000円/5,000円 【11歳以上】 3,000円/5,000円/10,000円/20,000円	
保険金額 (年間を通じて)	70万円	50万円
1回の入院に対して お支払いする保険金	治療費(注4)×70%	治療費(注4)×50%
1回の通院に対して お支払いする保険金(注5)	(治療費(注4)-免責金額) ×70%	(治療費(注4)-免責金額) ×50%

(注4)入院中に手術が行われた場合または通院当日に手術が行われた場合は、この手術にかかる治療費を含みます。

(注5)同じ日に2回以上の通院があった場合は、それらの通院をまとめて1回の通院として取り扱います。また、入院と通院が同じ日にあった場合は入院とみなします。

なお、被保険者が負担した通院の治療費が1回の通院に対する免責金額以下の場合は、保険金のお支払いはありません。

2. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

契約者・被保険者等の行為によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者・被保険者等の故意・重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為によって生じたケガ・病気 ●契約者・被保険者等の精神障害、泥酔状態、心神喪失、薬物依存等によって生じたケガ・病気 ●契約者・被保険者・獣医師等の不正行為による保険金請求 ●動物愛護及び管理に関する法律等に反する不適切な飼育・管理のために生じたケガ・病気
自然災害等によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火・津波・風水害等の自然災害によって生じたケガ・病気 ●戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・核燃料物資等によって生じたケガ・病気
既往症	<ul style="list-style-type: none"> ●初年度契約の保険期間の初日において既に生じていたケガ・病気(既往症)
予防可能な感染症	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の感染症。ただし、その疾病的発症日がその予防措置(予防接種・予防薬の投薬など)の有効期間内であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかつたと認められる場合を除きます。 <p>犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパーウイルス感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症、狂犬病、犬コロナウイルス感染症、犬レプトスピラ感染症、フィラリア感染症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻氣管炎および猫白血病ウイルス感染症</p>

この保険制度上、
ケガ・病気にあたらないもの

- 臍ヘルニア・そけいヘルニア・停留睾丸・乳歯遺残(不正咬合を含みます)
- ※病化し、その治療である場合は保険金のお支払い対象となります。
- 交配・妊娠・出産(死産を含みます)・帝王切開・早産・流産・人工流産またはこれらによって生じたケガ・病気
- 治療を伴わない介護やリハビリテーション費用

予防医療 等

- 健康診断、症状を伴わずに実施の検査
- 傷病予防のための検査・投薬・手術
- 予防接種(ワクチン接種)
- 健康体に行われた処置(肛門腺しづり、爪切り、耳そうじ、まづげ抜き等)
- マイクロチップの挿入

この保険制度上、
治療に該当しないもの

- 断尾・断耳
- 声帯除去
- 美容整形手術(歯列矯正を含みます)
- 爪切除(狼爪切除を含みます)
- 避妊手術・去勢手術
- 歯石除去
※歯周病治療と合わせて行う歯石除去は保険金支払の対象に含みます。
- 安樂死

この保険制度上、
治療目的であっても対象外のもの

- 健康補助食品・サプリメント(獣医師が治療目的で処方したものを含む)、処方食、医薬部外品
- 漢方、温熱・温泉療法、酸素療法、オゾン療法、寒冷療法、中国医学(鍼灸を含みます)、インド医学、ハーブ療法、減感作療法、ホメオパシー、ホモトキシコロジー、アロマセラピー、免疫療法等の代替医療
- 自宅で使用するシャンプー・イヤーカーリナー・スキンコンディショナー等(医薬品を含みます)
※獣医師が通常の治療の一環として、動物病院で行った薬浴は保険金のお支払い対象となります。
- ノミ・ダニ等の外部寄生虫の除去・駆除費用
※毛包虫(アカラス・ニキビダニ)、皮膚疥癬の駆除費用についてはお支払いする場合があります。
- ※上記以外にも再生医療や国内未承認薬の使用等は、代替医療に該当するものとして補償対象外となることがあります。

治療付帯費用

- カウンセリング料、相談料、指導料、紹介料
- ペットホテル料、ペット預かり料、ペットの移送費
- 各種証明書類の作成費用・送料
※保険金請求に必要な診断書等の作成費用は保険金のお支払い対象となります。
- 医薬品の送料
- 葬儀費または埋葬費等ペットの死後に要した費用

3. 保険金を条件付きでお支払いできる治療費

※以下については、病院の診断内容と一般獣医学情報等により総合的に保険金支払の可否を判断いたします。

お支払い条件	
外部寄生虫の駆除費用	毛包虫(アカラス・ニキビダニ)、皮膚疥癬(ひふかいせん)の駆除の場合 ただし、ミミヒゼンダニ・耳ダニによる皮膚疥癬はお支払いいません。
停留睾丸の摘出費用	腫瘍化(もしくはそれを疑う所見)があり、その治療として実施した場合
乳歯遺残の抜歯費用	乳歯遺残が直接的な原因となった傷病があり、その治療として実施した場合
臍ヘルニア・そけいヘルニアの治療費	病化(腹膜炎や壊死等)しており、その治療として実施した場合

4. 付帯される特約およびその概要

名 称	概 要
特定疾病補償対象外特約	以下のいずれかの傷病の告知があった場合に付帯され、その傷病が免責(保険金のお支払い対象外)となります。また、以下の傷病以外にも加入審査によって、保険証券・継続証等に記載された傷病が免責(保険金のお支払い対象外)となります。 ①心疾患(弁膜症・不整脈・雑音・先天性心奇形等) ②椎間板ヘルニア ③股関節形成不全 ④膝蓋骨脱臼 ⑤犬糸状虫症(フィラリア症) ⑥レッグ・ペルテス(大腿骨頭壊死症) ⑦巨大結腸症 ⑧白内障 ⑨緑内障 ⑩妊娠 ⑪腫瘍・腫瘻[(皮膚のできもの等)現在消失しているものを除く] ※椎間板ヘルニア、股関節形成不全、膝蓋骨脱臼、レッグ・ペルテス(大腿骨頭壊死症)、白内障、緑内障については、保険期間の開始前に既に発症していた部位に限らず、保険期間の開始後に発症した異なる部位についても、免責となります。 ※腫瘍・腫瘻については、保険期間の開始前に既に発症していた良性の腫瘍・腫瘻が免責となりますですが、保険期間の開始後に発症した良性の腫瘍・腫瘻については、免責なりません(保険金のお支払い対象となります)。
保険料分割払特約	この特約を付帯することで年払保険料を分割して月払で払い込むことができます。全ての月払契約に付帯されます。
継続契約初回保険料の口座振替に関する特約	継続契約の初回保険料を口座振替で払い込むための特約であり、全ての口座振替払契約に付帯されます。
クレジットカードによる保険料払込に関する特約	保険料をクレジットカードで払い込むための特約であり、全てのクレジットカード払契約に付帯されます。
保険契約の継続取扱に関する特約	保険契約の継続について定めた特約です。

5. 保険期間

この保険契約の保険期間は1年間です。保険期間の初日の午前0時から

保険期間の終了日(翌年の契約応当日の前日)の午後12時(24時)までとなります。

6. 保険契約の継続

この保険には「保険契約の継続取扱に関する特約」が付帯されています。ご契約者または当社より別段の意思表示がない限り、保険期間の満了時に、原則としてご契約は自動的に継続となります。

継続時のお手続き方法等は以下の通りです。

- ・「保険期間終了日の翌日が属する月の2ヵ月前の初日」までに、次年度の継続契約についての通知書等が交付されますので、「継続の中止」や「契約内容の変更」を希望される場合は、「保険期間終了日の翌日が属する月の1ヵ月前の初日」までにお申し出ください。申し出をされなかつた場合は、この通知書等で通知した内容で、ご契約が自動的に継続となります。
- ・保険期間の途中で加入プランを変更することはできませんが、継続時にはお申し出により変更できる場合があります。ただし、保険金額が引き上げとなる場合は、所定の審査が必要となります。



ご注意

- ・ペットの年齢が上がることにより保険料は変更になる場合があります。
- ・商品改定等により、保険料・補償内容が変更となったり、ご契約が自動的に継続とならないことがあります。
- ・保険期間の終了する以前に開始した治療について、保険期間の終了を過ぎて継続して治療がなされた場合は、原則として保険金のお支払いはできません。ただし、継続契約の締結がなされ、かつ、継続契約の保険料のお払込みがあった場合は、継続契約の補償内容で保険金をお支払いします。
- ・この保険は、通院治療の場合、1回あたり所定の免責金額がありますが、免責金額は継続時に増額することができます。ただし、免責金額の減額(5,000円を3,000円に変更など)は取り扱いません。
- ・原則として当社から継続を取り止めることはありませんが、保険金請求時に当社からの調査依頼に協力いただけなかったり、公正な支払判断の妨げになるような行為などがあつた場合には、ご継続をお断りしたりご契約内容の変更をお願いすることがあります。

7. 受け入れ条件

(1) ご加入できるペットとできないペット

ご加入できるペット	ご加入できないペット
日本国内のご家庭で飼育される犬または猫	①ペットショップ・ブリーダー等が売買目的で飼育する犬または猫 なお、売買後の犬または猫は、ご加入できます。 ②闘犬または競争犬等の興行目的で飼育される犬または猫 ③警察犬・麻薬犬・救助犬または狩猟犬等の職業犬 ただし、盲導犬・聴導犬・介助犬等の身体障害者補助犬は、ご加入できます。 ④ブリーダー等が繁殖を目的として飼育する犬または猫 現在は愛玩動物または伴侶動物として飼育する犬または猫を含みます。

(2)保険金額

加入プランにより保険金額が決まります。継続案内等でご確認ください。

(3)保険料

加入プラン、免責金額、加入タイプ(小型犬、中型犬、大型犬、特大犬または猫)およびペットの年齢等により、保険料が決まります。

継続案内等でご確認ください。

(4)契約者および被保険者

契約者	保険契約上のさまざまな権利を有すると同時に義務を負う方で、日本国内に居住する方に限られます。 保険料は契約者が払い込みます。
被保険者	日本国内に居住するペットの飼い主の方で、保険金は被保険者が請求し、受け取ります。 なお、当社では、ご契約時の契約者と被保険者は同一の方とさせていただきます。

※暴力団等の反社会的勢力の構成員等、または反社会的勢力と一定の関係を有する方等については、保険契約をお引受けできません。

8. 保険料の割引

(1)継続契約無事故割引制度

ご契約または継続されたご契約が、所定の期間(注6)**無事故で保険金の支払対象となる請求がなかった場合**、その翌年度の継続時の保険料を5%割り引きします。

(注6)判定期間は、1年目は7ヵ月間で2年目以降は1年間になります。

判定期間

保険契約の始期日	保険契約の始期日	保険契約の始期日
▼	▼	▼
1年目	2年目	3年目
7ヵ月	5ヵ月	7ヵ月
判定期間 (7ヵ月間)	割引制度 適用期間	
	判定期間 (1年間)	割引制度 適用期間

※1年目とは、割引制度の判定対象となった最初の年をいいます。

※商品改定等により、判定期間や割引率等は変更となることがあります。

(2)多頭割引制度

- この保険は、ご契約を継続する際に、当社既契約(注7)が複数ある場合で所定の要件を満たしているときは、多頭割引を適用します。
- 保険料を割り引く保険種類はげんきナンバーウェンスマートになります。ただし、他の種類のペット保険から移行制度により加入した契約には割引はありません。
- 適用する場合は、1契約について年間600円(月払の場合は毎月50円)を割り引きます。
- 初年度の割引はありません。また、1頭目(有効な契約のうち、初年度の保険始期日が一番早い契約をいいます)には多頭割引は適用しません。
- 2頭目以降の契約者が1頭目の契約者と同一である場合に限ります(氏名・生年月日・住所が一致している必要があります)。

・当社が継続案内を作成する日(保険期間終了日の翌日が属する月の3ヵ月前の20日頃(例:契約応当月が4月の場合は1月20日頃))に要件を満たしていれば継続契約について割引を適用します(継続案内作成後の保険料は変更しません)。

(注7)対象契約は、げんきナンバーウェン、げんきナンバーウェンスマートエール、げんきナンバーウェンスマート。

※商品改定等により、割引額等は変更となることがあります。

● 保険料の払込期間および払込方法(手段・回数)

- 保険料の払込期間は、1年間です。
- 保険料の払込手段は、口座振替またはクレジットカードとなります(保険料領収証は、発行しておりません)。
- 保険料の払込回数は、年1回払い込む年払と、毎月払い込む月払があります(1年間に払い込む保険料総額は、年払のほうが月払より少くなります)。

● 解約返戻金、満期返戻金および契約者配当金

- この保険契約をご解約(解除)される場合は、契約者ご本人より当社までお申し出ください。なお、ご解約(解除)の条件によっては、当社の定めるところにより保険料を返還(注8)または未払込保険料を請求させていただくことがあります。
- 保険料を返還する場合は、すでに払い込まれた保険料のうち未経過期間分を返戻します。
なお、月払契約は原則として返還する保険料はありません。
- この保険契約には、満期返戻金および契約者配当金はありません。
(注8)返還される保険料(解約返戻金)があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額になります(解約返戻金がない場合もあります)。

◆当社(ペット&ファミリー損害保険株式会社)の保険に関する苦情 またはご相談窓口

〒110-0015 東京都台東区東上野四丁目27番3号

📞 0120-584-412

<https://www.petfamilyins.co.jp/>

※電話受付時間: 平日の午前9時~午後5時
(土日・祝日および12/30~1/4を除きます)

注意喚起情報

●この「注意喚起情報」は、ペット医療費用保険(通院のみ免責金額控除型)のお申し込みをいただくに際して、お客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご契約(ご継続)の前に必ずお読みいただき、内容をご承諾のうえ、ご継続いただきますようお願い申し上げます。

●この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくはペット医療費用保険(通院のみ免責金額控除型)普通保険約款および特約条項等をご参照ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回または解除)

継続契約は、クーリングオフができません。

告知義務および通知義務等

1. ご契約締結時の注意事項(告知義務等)

- (1)継続契約には告知義務はありません。
- (2)暴力団等の反社会的勢力の構成員等、または反社会的勢力と一定の関係を有する方等については、ご契約の締結はできません。ご契約締結後に、当該関係に関する事実が判明した場合は、ご契約が解除(解約)となるとともに、保険金をお支払いできません。

2. ご契約締結後の注意事項(通知義務)

ペットが、愛玩動物または伴侶動物ではなく、つぎのような目的での飼育に変更となった場合は、契約者ご本人より必ず当社へご通知ください。この場合は、保険期間の中途中でご契約は解除となります。

ペットショップ・ブリーダー等の売買目的(売買後は除きます)もしくは繁殖目的、闘犬・競争犬等の興行目的、または警察犬・麻薬犬・救助犬・狩猟犬等の職業犬(ただし、盲導犬・聴導犬・介助犬等の身体障害者補助犬は除きます)

3. その他、ご契約締結後の当社へのご連絡事項

ご契約内容に以下の変更等が生じた場合は、契約者ご本人より必ず当社までご連絡ください。

- ①同種の補償を受けられる他の保険会社等(少額短期保険会社を含みます)の保険契約を締結される場合
- ②契約者・被保険者の氏名・住所・住居表示・ペットの名前に変更があった場合
- ③ペットを譲渡した場合・ペットが死亡した場合

保険責任開始期

保険責任は、保険期間の初日の午前0時から開始します。ただし、保険期間が開始した後でも、初年度契約の初日において既に生じていたケガ・病気、ならびに待機期間中に生じていた病気については、保険金をお支払いできません。

主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

3~4ページ「契約概要」の「補償の内容 2. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)」をご覧ください。

また、ほかにも以下のような保険金をお支払いできない場合があります。

- ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき
- ②保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結したとき

③つぎのような重大事由により当社が保険契約を解除したとき

- ・保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ・被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ・保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団等の反社会的勢力に該当すると認められること。

ペットがケガまたは病気で治療を受けた場合の手続等

1. ペットがケガまたは病気で治療を受けた場合の手続

当社提携動物病院における窓口精算を除きます。

被保険者



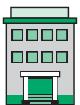
動物病院で治療を受けたら、治療費用をいつたん全額お支払いください。その際、診療明細書または診療計算書の原本とともにペット&ファミリー損害保険へお送りください。

被保険者



保険金請求書に必要事項を記入し、診療明細書または診療計算書の原本とともにペット&ファミリー損害保険へお送りください。

ペット&ファミリー



お受け取り

(1)被保険者は、治療を開始した日から30日以内に当社までご連絡ください。

(2)被保険者よりご請求いただいた保険金は、特別な場合を除き、請求完了日から20日以内に、指定口座へお振込みします。

(3)保険金のご請求の内容によっては、診断治療証明書やワクチン接種証明書等他の書類のご提出をお願いすることがあります。

(4)ご送付いただいた保険金請求書の内容に不備等があると、保険金のお支払いが遅れる場合があります。

(5)動物病院または他の保険会社等へお問い合わせさせていただく場合があります。

2. 当社による調査等

(1)当社では、健全な業務運営確保のために治療内容調査、当社指定の獣医師によるペットの診察を行う場合があります。

(2)被保険者が請求する治療費用(保険金)が、獣医学の水準に照らした平均的な治療費用の金額から相当に乖離している場合は、治療を受ける動物病院の変更をお願いすることがあります。

当社提携動物病院においては、窓口精算が利用できます。(注)



当社提携動物病院における窓口精算について以下の点にご注意ください。

1. 窓口精算とは

窓口精算とは、当社が提携する動物病院にて受診された場合に、被保険者が負担された治療費のうち保険が適用される金額をあらかじめ控除した上で、残りの金額を窓口でお支払いいただく制度です。この場合、被保険者が当社へ保険金請求の手続きをする必要はありません。

2. 窓口精算が利用できない主な場合

以下のような場合は、当社提携動物病院において窓口精算が利用できないことがあります。その場合は、当社に直接保険金をご請求ください。

- ・保険証券に記載の保険金額から過去の保険金支払額を差し引いた残額が当社の定める窓口精算可能残額を下回っている場合
- ・保険契約が有効でない場合(保険料が払い込まれていないなど)など

3. 当社提携動物病院への保険金の直接支払いについて

窓口精算を利用の場合は、保険金相当額を、当社から当社提携動物病院へ支払います。

4. 窓口精算の後に保険料の未払い等により保険契約が解除等となった場合

この場合は、窓口精算により控除された金額(保険金相当額)について、契約者または被保険者へご請求させていただくこととなりますので予めご了承ください。

(注)ご契約によっては窓口精算が利用できない場合があります。

保険料の払込猶予期間および保険契約の失効等の取扱い



- (1)保険料は、契約継続証等に記載の払込期日までにお払込みください。
- (2)初回保険料が初回保険料払込期日までに払い込まれない場合は、保険契約が取消しとなり、保険期間の開始後に発生または発病したペットのケガまたは病気については、保険金をお支払いできなことがあります。
- (3)月払の場合、第2回目以降の分割保険料が払込期日までに払い込まれず、かつ、払込期日の翌月末日においても払い込まれなかつた場合は、保険契約が解除(解約)となり、払込期日後に発生または発病したペットのケガまたは病気については、保険金をお支払いできなことがあります。
- (4)当社が保険料を領収する前に発生または発病したペットのケガまたは病気については、保険金のお支払い前に未払込保険料(未経過期間分の保険料を含みます)をお払込みいただくことがあります。
- (5)この保険契約は、保険期間中にペットが死亡した場合、失効します(効力を失います)。年払契約の場合、未経過期間に対する保険料を返還します。

解約返戻金

8ページ「契約概要」の「解約返戻金、満期返戻金および契約者配当金」をご覧ください。

同種の補償を受けられる他の保険会社の保険契約に加入している場合のご注意

同種の補償を受けられる他の保険会社等(少額短期保険会社を含みます)の保険契約がある場合、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した保険金の支払責任額の合計が、「負担した治療費」を超えるときは、以下の金額を保険金としてお支払いします。そのため、「負担した治療費」を超える保険金のお支払いはありません。

①他の保険契約等から保険金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

②他の保険契約等から保険金が支払われた場合

被保険者の負担した治療費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額

ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。



同一のペットについて同種の補償を受けられる保険契約の件数は、他の保険会社等(少額短期保険会社を含みます)で1件、当社で1件が上限となります。

eco継続証について

ご契約内容はWeb画面(マイページ)のeco継続証でご確認いただけます。

保険料控除

この保険契約は、生命保険料または損害保険料を払い込まれた場合に受けられる所得控除(生命保険料控除または損害保険料控除)の対象にななりません。

保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社である当社の経営が破綻した場合等には、保険金、返還保険料等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。万が一、当社が破綻した場合の保険金、返還保険料等は80%(破綻時から3ヶ月以内に発生した保険事故による保険金は100%)まで補償されます。なお、今後の法改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

個人情報取扱いに関する説明事項

1. 当社が取得するお客様に関する個人情報の利用目的

当社が取得するお客様に関する個人情報は、以下の目的のために必要な範囲で利用します。

- (1)各種保険契約のお引き受け、ご契約の継続・維持管理および適正な保険金等のお支払い
- (2)各種商品・サービスのご案内、提供、募集および販売
取得した個人情報や閲覧履歴等の分析による、趣味・嗜好に応じた商品・サービスのご案内を含みます。
- (3)T&D保険グループ各社、提携先企業等が取り扱う商品・サービス等の案内、提供、管理
- (4)各種イベント、キャンペーンおよびセミナーのご案内
- (5)当社または当社代理店が提供する商品、サービス等に関するアンケートの実施
- (6)再保険を行う場合、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (7)問い合わせ、依頼等への対応
- (8)その他、上記に付随する業務ならびにお客様とのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

2. 個人情報の第三者提供の制限等

当社は、以下の場合を除き、業務上必要な範囲を超えて、ご本人の同意なく個人データを第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲で、外部の情報処理業者、取扱代理店等の委託先へ個人情報を提供する場合
- (3) T&D保険グループ各社、損害保険会社等との間で共同利用を行う場合

3. 個人データの安全管理

個人データは、正確性保持に努め、これを安全に管理いたします。なお、当社の個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページ(<https://www.petfamilyins.co.jp/>)をご覧いただくな、当社までご照会ください。

◆当社(ペット＆ファミリー損害保険株式会社)の保険に関する苦情またはご相談窓口

〒110-0015 東京都台東区東上野四丁目27番3号

📞 **0120-584-412**

<https://www.petfamilyins.co.jp/>

※電話受付時間：平日の午前9時～午後5時

(土日・祝日および12/30～1/4を除きます)

◆指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808 [ナビダイヤル(有料)]

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時
(土日・祝日および12/30～1/4を除きます)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。[\(https://www.sonpo.or.jp/\)](https://www.sonpo.or.jp/)

 ペット医療費用保険(通院のみ免責金額控除型)
普通保険約款および特約条項 

<ご覧いただくにあたっての注意事項>

■本文中の(注)のある用語については、その条文の末尾でご説明しています。

第1章 用語の定義条項

第1条(用語の定義)

この普通保険約款において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ペット	<p>愛玩動物または伴侶動物(コンパニオンアニマル)として、家庭で飼育・管理されている犬または猫および身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬、聴導犬、介助犬などの身体障害者補助犬をいい、保険証券等記載のものをいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する犬または猫は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①売買を目的として飼育・管理されている犬または猫 ②闘犬、狩猟犬、競争犬、災害救助犬または警察犬等、愛玩動物または伴侶動物とすること以外の目的で飼育・管理されている犬または猫 ③ブリーダー等において繁殖を目的として飼育・管理されているまたは飼育・管理されていた犬または猫(現在は愛玩動物または伴侶動物として飼育・管理されている犬または猫を含みます)
傷害	<p>ペットが急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸引、吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。</p> <p>(注)中毒症状 中毒症状には、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。また、有毒物質を継続的に吸引、吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状も含みません。</p>
疾病	臨床獣医学上、ペットの身体の状態が病気であると診断される身体の障害であって、傷害以外の場合をいいます。
治療	<p>入院、通院または手術による獣医師の治療をいい、臨床獣医学の判断に従い、ペットの健康回復に必要な臨床獣医学的措置(注)をいいます。</p> <p>(注)臨床獣医学的措置 獣医学の水準に照らして、その範囲および種類に関して臨床獣医学上一般的に認められている診断と治療方法に相当するものであることを要し、その措置の必要性、妥当性および適合性につき当会社が認めたものに限ります。また、ペットの身体の健康状態の維持またはその減退の防止のために必要な措置を含みます。</p>
動物病院	動物病院、犬猫病院または動物クリニックであって、獣医師の管理下にある施設をいいます。
獣医師	獣医師法(昭和24年法律第186号)に基づく獣医師の免許を交付されている者をいいます。 ただし、保険契約者または被保険者が獣医師である場合は、保険契約者または被保険者以外の獣医師をいいます。

用語	定義
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、ペットを1泊2日以上動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。日帰りの場合は通院と見なします。このため入院の場合の入院日数は必ず2日以上となります。
通院	治療が必要な場合において、ペットを動物病院に通わせるなど、入院以外の治療を受けさせることをいいます。
手術	ペットに対して治療のために行う切開・切除等の行為をいいます。
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者で、この保険の補償を受けられる方をいいます。
治療費用	被保険者がペットの治療のために負担した治療費のうち、臨床獣医学上、一般に認められている診断または治療処置方法を要した診察料、時間外診料、検査料、処置料、手術料、入院料、薬剤料、材料または医療器具使用料等をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書または告知書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます(注)。 (注)他の保険契約等に関する事項を含みます。
危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
初年度契約	保険の対象となるペットについて、当会社と締結した1年目の保険契約をいい、継続契約および移行後契約以外の保険契約をいいます。
継続契約	この普通保険約款に基づく保険契約の保険期間の終了日(注)の翌日を保険期間の開始日とする同一のペットにかかる、終了する保険契約と保険種類が同一の保険契約をいいます。 (注)保険期間の終了日 保険契約が保険期間の終了日前に解除されていた場合には、その解除日をいいます。
移行後契約	契約移行特約を付帯して締結する新たな保険契約をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
他の保険契約等	この保険契約におけるペットと同一の犬または猫について締結された第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
無効	保険契約の効力が契約締結時から生じなかったものとなることをいいます。
失効	保険契約が効力を失い終了することをいいます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいい、例えば次のような方法をいいます。 ア.電子メール等を利用する方法 イ.当会社のウェブサイト等から所定の方法で閲覧または入力等する方法 ウ.磁気ディスク等に記録し交付または提出する方法

第2章 補償条項

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は日本国内でペットが身体障害(傷害または疾病をいいます。以下同様とします。)を被り、その直接の結果として、日本国内の動物病院でペットに対して治療がなされた場合に、被保険者が治療費用を負担することによる医療費用損害について、この普通保険約款に従い保険金を支払います。

第3条(保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当会社は、保険期間中に保険証券等記載のペットにつき治療がなされた場合に保険金を支払います。ただし、初年度契約の保険期間の始期においてすでに発生していた身体障害については、保険金を支払いません。
- (2) 治療がこの保険契約の保険期間の終期を過ぎてなされた場合は、当会社は保険金を支払いません。ただし、継続契約または移行後契約の締結がなされ、かつ、継続契約または移行後契約の保険料払込みがあった場合で、その継続契約または移行後契約の保険期間中に継続治療がなされたときには、当会社はその継続契約または移行後契約の支払責任として保険金を支払います。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合には、治療の原因となった身体障害が次の①または②のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。
- ①身体障害が悪性腫瘍(注)以外の疾病の場合には、保険期間の初日からその日を含めて30日以内に発症した疾病による身体障害
- ②身体障害が悪性腫瘍(注)の場合には、保険期間の初日からその日を含めて90日以内に発症した悪性腫瘍(注)による身体障害
(注)悪性腫瘍とは、ガンをいいます。

第4条(保険金を支払わない場合ーその1)

当会社は、ペットに生じた次の①から⑧までのいずれかに該当する身体障害の治療に対しては、保険金を支払いません。

①次のア.からカ.までのいずれかに掲げる者の故意もしくは重大な過失によって生じた身体障害または自殺行為、犯罪行為もしくは闘争行為によって生じた身体障害。ただし、ウ.については、その者が保険金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額についてのみ保険金を支払いません。

ア.保険契約者またはその代理人(注1)

イ.被保険者またはその代理人

ウ.被保険者以外の保険金を受け取るべき者またはその代理人(注2)

エ.被保険者の配偶者

オ.被保険者と生計を共にする同居の親族

カ.被保険者と生計を共にする別居の未婚の子

(注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2)保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

②ア.からカ.までのいずれかに掲げる者の精神障害、泥酔状態、心神喪失または薬物依存等による行為によって生じた身体障害。ただし、ウ.については、その者が保険金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額についてのみ保険金を支払いません。

③動物愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)またはその他の法令に反する不適切な飼育または管理のために、ペットに生じた身体障害

④地震、噴火、津波または風水害等の自然災害によって生じた身体障害

⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(注3)によって生じた身体障害

(注3)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

⑥核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた身体障害

(注4)使用済燃料を含みます。

(注5)原子核分裂生成物を含みます。

⑦④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって生じた身体障害

⑧⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって生じた身体障害

第5条(保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する治療に対しては、保険金を支払いません。

①ペットの不妊・去勢手術、断耳・断尾、声帯除去、歯石除去(注1)、爪切除(注2)、美容整形手術、その他健康体に施す外科手術

(注1)歯周病治療と合わせて行う歯石除去は保険金支払の対象に含みます。

(注2)爪切除には狼爪切除を含みます。

②ペットの交配、妊娠、出産(死産を含む)、帝王切開、早産、流産、人工流産またはこれらによって生じた身体障害に対する治療。

③次にかかる疾病およびこれらに起因する疾病に対する治療。ただし、その疾病的発症日がその予防措置の有効期間内(注3)であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかつたと認められる場合を除きます。

犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパーウイルス感染症、犬パライソフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症、狂犬病、犬コロナウイルス感染症、犬レプトスピラ感染症、フィラリア感染症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎および猫白血病ウイルス感染症

(注3)予防措置の有効期間は、ワクチン接種証明書等に記載の期間となります。

④停留睾丸、乳歯遺残(不正咬合を含む)、臍ヘルニア、鼠径ヘルニアに対する治療

⑤初年度契約の保険期間の始期においてすでに発生していた先天性異常または遺伝性の疾患に対する治療

⑥予防目的で傷病発生前に健康体に行われた手術(注4)、健康体に行われた処置(注5)、健康体に行われた検査(注6)

(注4)予防目的で傷病発生前に健康体に行われた手術とは、将来の傷病発生の防止を目的として健康体に対し行う手術をいい、膝蓋骨等の整形外科関連の強化手術等をいいます。ただし傷病発生後に行われた手術は保険金支払の対象になります。

(注5)健康体に行われた処置とは、身体障害の治療目的に該当しない耳道の洗浄、肛門腺しづり、除毛、抜毛等をいいます。

(注6)健康体に行われた検査には、健康体を想定した検査後に症状原因または診断名が確定した場合を含みます。

⑦治療を伴わない介護やリハビリテーションに係る費用

第6条(保険金を支払わない場合ーその3)

当会社は、次の①から⑫までのいずれかに該当する治療、検査、処置等に要した費用に対しては、保険金を支払いません。

①ワクチン接種費用、その他疾病予防のための検査、投薬もしくは予防接種費用または定期健診もしくは予防的検査のための費用

②健康補助食品・サプリメント(注1)、処方食または医薬部外品のための費用

(注1)健康補助食品・サプリメントには、獣医師が治療目的で処方した場合を含みます。

③入浴費用(注2)、自宅で使用するシャンプー(注3)、イヤークリーナー(注3)、スキンコンディショナー(注3)等のための費用

ただし、獣医師が通常の治療の一環として動物病院において行った薬浴は、保険金を支払います。

(注2)入浴費用には、シャンプ一代を含みます。

(注3)医薬品を含みます。

④漢方・温熱・温泉療法、酸素療法、オゾン療法、寒冷療法、中国医学(鍼灸を含む)、インド医学、ハーブ療法、減感作療法、ホメオパシー、ホモトキシコロジー、アロマセラピーまたは免疫療法等の代替的処置による治療のための費用

⑤ペットホテル料、ペット預かり料、ペットの散歩料またはペットの移送費

⑥マイクロチップの挿入費用

⑦安樂死のための費用

⑧葬儀費または埋葬費等ペットの死後に要した費用

⑨各種証明書類の文書作成費用(注4)

ただし、保険金請求のために作成した診断書および領収書等の作成費用については、保険金を支払います。

(注4)文書作成費用には、当該文書の送料を含みます。

⑩医薬品の送料

⑪カウンセリング料、相談料、指導料、紹介料

⑫ノミ、ダニ等の外部寄生虫の除去・駆除費用

第7条(保険金を支払わない場合ーその4)

当会社は、次の①から④までのいずれかに掲げる者の不正行為によってなされた保険金の請求に対しては、保険金を支払いません。

①保険契約者またはその代理人

②被保険者またはその代理人

③被保険者以外の保険金を受け取るべき者またはその代理人

④獣医師

第8条(保険金の支払額)

当会社は、被保険者が負担した治療費用から、第4条(保険金を支払わない場合ーその1)から第7条(保険金を支払わない場合ーその4)に定める保険金を支払わない場合にあてはまる治療費用を差し引いた額(以下、「医療費用損害の額」といいます。)について、次の①または②に定める算式によって算出した額を保険金として支払います。

ただし、第三者より支払われた賠償金がある場合は、医療費用損害の額からその額を差し引くものとします。

①入院の場合

1回の入院(注1)に対してお支払いする保険金の額

=医療費用損害の額(注2)×保険証券等に記載の補償割合

②通院の場合

1回の通院に対してお支払いする保険金の額(注3)

= $(\text{医療費用損害の額(注2)} - \text{保険証券等に記載の免責額}) \times \text{保険証券等に記載の補償割合}$

(注1)退院日と同日に転入院または再入院を開始した場合は、前の入院と後の入院をまとめて1回の入院として取り扱います。

(注2)入院中に手術が行われた場合または通院当日に手術が行われた場合は、当該手術にかかる医療費用損害の額を含みます。

(注3)同じ日に2回以上の通院があった場合は、それらの通院をまとめ

て1回の通院として取り扱います。また、入院と通院が同じ日にあった場合は入院とみなします。

第9条(保険金の支払限度額)

当会社が支払うべき保険金の金額は、保険証券等に記載の保険金額を限度とします。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約等について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が医療費用損害の額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

①他の保険契約等から保険金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

②他の保険契約等から保険金が支払われた場合

医療費用損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第11条(他の身体障害の影響)

(1) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する医療費用損害の額に保険証券等に記載の補償割合を乗じた額を支払います。

(2) 正当な理由がなく、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がペットの治療を怠ったことにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重された場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条(治療期間の短縮)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって治療が延長したときは、短縮できたと認められる期間に生じた治療費用に対しては、保険金を支払いません。

第3章 基本条項

第13条(保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。ただし、保険期間の始まる時刻については、保険証券または保険契約継続証にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第14条(告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者または被保険者になる者が、告知事項で告げた事実により引受審査を行い、保険契約者の同意を得て、特定疾病補償対象外特約(19)の付帯を行うことがあります。

(3) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) この保険契約が継続契約である場合には、ペットの身体障害の発生の有無について、告知すべき事項としません。ただし、この保険契約の支払条件が継続前契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合には、告知すべき事項とします。

(5) (3)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。

①(3)に規定する告げなかった事実または告げた事実と異なることがなくなった場合

②当会社が保険契約締結の際、(3)に規定する告げなかった事実もしくは告げた事実と異なることを知りまたは過失によってこれを知らなかつた場合。なお、当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

③保険契約者または被保険者が、ペットが身体障害を被る前に、告知事項につき書面または当会社所定の電磁的方法をもって訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申し出を受けた場合において、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が訂正すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。

④当会社が、(3)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または初年度契約の保険契約締結時から5年を経過した場合。ただし、(4)のただし書きの規定により、身体障害の発生の有無について告知を受けたときは、解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合またはこの保険契約の保険契約締結時から5年を経過した場合とします。

(6) 告知事項のうち、(3)に規定する告げなかった事実または告げた事実と異なることが当会社の危険測定に関係のないものであった場合には、(3)の規定は適用しません。

(7) (3)の規定による解除が治療を開始した後になされた場合であっても、第23条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。また、この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(8) (7)の規定は、(3)に規定する告げなかった事実または告げた事実と異なることに基づかずして発生した身体障害については適用しません。

第15条(保険契約者の住所変更)

(1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。この通知があった場合は、その住所または通知先を保険証券記載の住所または通知先とします。

(2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合は、当会社の知つた最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第16条(通知義務)

(1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面または当会社所定の電磁的方法をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(注)告知事項の内容に変更を生じさせる事実とは、告知事項のうち、ペットが愛玩動物または伴侶動物とする目的として飼育・管理されなくなつたことに限ります。

(2) (1)の事実が発生した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の医療費用損害の発生した後になされた場合であっても、第23条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した医療費用損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第17条(保険契約の無効)

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

(2) (1)の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第18条(保険契約の失効)

保険期間中にペットが死亡した場合には、この保険契約はその効力を失います。ペットが死亡した場合、遅滞なく当会社までお知らせください。

第19条(保険契約の取消し)

(1) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 損害が発生した後に(1)の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第20条(ペットの年齢の誤りによる保険契約の取消し)

(1) 保険契約申込書に記載されたペットの年齢に誤りがあった場合で、初年度契約の契約締結日における実際の年齢が当会社の定めた「この保険契約を締結することができる年齢」の範囲外であったとき、当会社は保険契約を取り消すことができるものとします。

(2) (1)の規定により取消しとなる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) (1)の規定に該当しなかった場合には、保険契約を取消しとせず、実際の年齢に基づいた保険料に訂正します。

第21条(保険契約者による解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除(注)することができます。

(注)解除には別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解除する場合を含みます。

第22条(重大事由による解除)

(1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行ひ、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき。

- ア. 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力を不正に利用していると認められること。
- エ. 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④①から③に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の医療費用損害の発生した後になされた場合であっても、第23条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した医療費用損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第23条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第24条(保険料の返還または請求)

(1) 当会社は、次に従い、保険料を返還または請求します。

該当する規定	返還または請求する場合	返還または請求する額
①第14条(告知義務)(3)	当会社が保険契約を解除した場合	(次の算式により算出した額を返還します。) 既に払い込まれた × $\frac{\text{既経過月数}}{12}$ (注1)
②第14条(告知義務)(5)③	第14条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、告知事項についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要がある場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

該当する規定	返還または請求する場合	返還または請求する額
③第16条(通知義務)(2)	当会社が保険契約を解除した場合	(次の算式により算出した額を返還します。) 既に払い込まれた × $1 - \frac{\text{既経過月数}}{12}$ (注1)
④第17条(保険契約の無効)(1)	保険契約が無効の場合	既に払い込まれた保険料は返還しません。
⑤第18条(保険契約の失効)	保険契約が失効となる場合	(次の算式により算出した額を返還します。) 既に払い込まれた × $1 - \frac{\text{既経過月数}}{12}$ (注1)
⑥第19条(保険契約の取消し)(1)	当会社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料は返還しません。
⑦第20条(ペットの年齢の誤りによる保険契約の取消し)(1)	当会社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。
⑧第20条(ペットの年齢の誤りによる保険契約の取消し)(3)	年齢について訂正し、かつ、保険料を変更する必要がある場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
⑨第21条(保険契約者による解除)	保険契約者が保険契約を解除(注2)した場合	(次の算式により算出した額を返還します。) 既に払い込まれた × $1 - \frac{\text{既経過月数}}{12}$ (注1)
⑩第22条(重大事由による解除)	当会社が保険契約を解除した場合	(次の算式により算出した額を返還します。) 既に払い込まれた × $1 - \frac{\text{既経過月数}}{12}$ (注1)

(注1)既経過月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2)解除

解除には、別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解除する場合を含みます。

- (2) (1)②または⑧の規定により保険料が請求となる場合、保険契約者は、当会社が請求した日の属する月の翌月末日までに追加保険料を一時に払い込まなければなりません。
- (3) (2)の規定により保険契約者が追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約の保険期間の開始日以降にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。なお、保険契約の保険期間の開始日から追加保険料の払込期日までにペットが被った身体障害に対して保険金の支払いを受けるときは、その支払いを受ける前に、保険契約者は、追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、支払うべき保険金が追加保険料を超える場合で、支払うべき保険金から追加保険料を差し引くことについての被保険者の申し出があったときは、追加保険料を差し引いた保険金を被保険者に支払います。

第25条(治療を開始したときの連絡)

- (1) ペットが身体障害を被り治療を開始したときは、保険契約者または被保険者は、その開始した日からその日を含めて30日以内に身体障害の状況およびその程度ならびに他の保険契約等の有無および内容(注)を当会社に連絡しなければなりません。この場合において、当会社が書面または当会社所定の電磁的方法による通知もしくは説明のほか、当会社が特に必要とする書類等または証拠となるものを求めたときは、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害またはペットの身体障害の調査に協力しなければなりません。
- (注)他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、当会社の認める正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、または(1)に定める書面もしくは書類等に事実と異なることを記載し、または書類等もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、ペットに対する治療がなされ、被保険者が治療費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までに定める書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません(注1)。
- ①保険金請求書兼同意書
 - ②保険証券または保険契約継続証
なお、異動承認書の写しがある場合は、異動承認書の写しを含みます。
 - ③治療費用の支払いを証明する動物病院発行の診療明細書または診療計算書(注2)
 - ④当会社所定の診断治療証明書または身体障害の程度を証明する獣医師の診断書
 - ⑤本人確認書類等
 - ⑥その他当会社が第29条(保険金の支払時期)(1)に定める事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの
- (注1)当会社は、保険金の請求書類等について、書面にかえて当会社所定の電磁的方法により提出することを認めることができます。
- (注2)動物病院発行の診療明細書または診療計算書において、被保険者名、対象ペット名、受診日(通院、入院および手術の区別)、傷病名、診療内容、診療項目ごとの金額内訳など保険金支払に必要な項目が

明らかでない場合には、別途、獣医師が記入および押印した診療項目別診療明細書を当会社に提出していただく場合があります。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類等をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注3)
 - ②①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

(注3)配偶者は、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または医療費用損害の額等に関し、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類等もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類等または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ①保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ②保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類等に事実と異なる記載をした場合
 - ③保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類等または証拠を偽造または変造した場合

第27条(当会社の指定獣医師または検査機関等による診察等の要求)

当会社は、第25条(治療を開始したときの連絡)の連絡または第26条(保険金の請求)の請求を受けた場合、身体障害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、当会社が費用を負担して、当会社の指定する獣医師によるペットの診察または検査機関等によるペットの病理組織検査もしくは死体の検査を行うことを求めることができます。

第28条(当会社による動物病院変更の要求)

当会社は、第26条(保険金の請求)の請求を受けた場合において、次の①および②の事由を満たすときは、保険契約者または被保険者に対して、治療を受ける動物病院の変更を求めることができます。

- ①被保険者が保険金を請求する治療費用が、治療を受けた時点の獣医学の水準に照らした平均的な治療費用の額から相当に乖離していること。
- ②治療を受ける動物病院を変更することにより、①の状態の解消が見込まれること。

第29条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて20日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、医療費用損害発生の有無および被保険者に該当する事実

②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③保険金を算出するための確認に必要な事項として、医療費用損害の額および事故と損害との関係

④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、医療費用損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1)請求完了日とは、被保険者が第26条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。以下同様とします。

(2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めてそれぞれ次の①から④までに定める延長後の日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①身体障害発生の状況、身体障害発生の原因となった事故等を確認するために、警察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果を得る必要がある場合 180日

②身体障害の内容、身体障害発生の原因となった事故、身体障害の発生と身体障害発生の原因となった事故との関係等を確認するために、動物病院、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果を得る必要がある場合 90日

③災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域において、身体障害発生の状況やその程度等の確認のために必要な調査を行う場合 60日

④災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合 60日
(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(3) 当会社が必要な確認(注3)をするための調査を行うにあたり、保険契約者、被保険者が正当な理由なくその調査を妨げ、またはこれに応じなかつた場合(注4)には、これにより調査が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注3)(1)の①から⑤までの事項の確認をいいます。

(注4)第26条(保険金の請求)(5)の規定による必要な協力または第27条(当会社の指定獣医師または検査機関等による診察等の要求)の規定による診察等を行わなかつた場合を含みます。

(4) (1)または(2)の規定による日数を超えて保険金をお支払いする場合は、その日を含め所定の利息を付けて、保険金を支払います。

(5) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第30条(時効)

(1) 保険金請求権は、第26条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(2) 保険料の返還を請求する権利は、第24条(保険料の返還または請求)に定める返還事由が生じた日の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

(1) 被保険者がペットの身体障害について治療費用を負担することにより医療費用損害が生じた結果、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
①当会社が医療費用損害の額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア.左記の支払った保険金の額 イ.被保険者が取得した債権の全額
②当会社が医療費用損害の額の一部を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア.左記の支払った保険金の額 イ.次の算式により算出された額

被保険者が取得した債権の額 - 損害の額のうち
保険金が支払われていない額

(2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、(1)の規定により当会社が取得する債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条(保険契約者または被保険者の変更)

(1) 保険契約者は、保険契約締結の後、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面または当会社所定の電磁的方法をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

(4) 権利および義務が移転したあとの保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

(5) (4)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

(6) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

(7) 保険契約締結の後、被保険者がペットを第三者に譲渡した場合、保険契約者は、書面または当会社所定の電磁的方法をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(8) 保険契約者(注)または被保険者を変更した場合には、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券および承認した異動承認書(電磁的方法で通知した場合を含みます)をもってこれに代えることができます。

(注)保険契約者には、その権利および義務の移転を受ける者を含みます。

第33条(保険契約の継続)

この保険契約の継続は、この保険に付帯される「保険契約の継続取扱に関する特約」の規定に従って取り扱うものとします。

第34条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第35条(保険証券の不発行の特則)

当会社は、保険契約者との間で保険証券を発行しないことについての合意があるときは、保険証券の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法により提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約の規定を適用します。

第36条(準拠法)

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

特定疾病補償対象外特約(19)

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款で(保険金を支払わない場合)として規定している条文に該当する場合のほか、ペットの身体障害が保険証券または保険契約継続証に記載された疾病によるときは、保険金を支払いません。
- (2) 保険証券または保険契約継続証に当該疾病を補償対象外とする日付の指定がある場合は、その日以後になされた治療に対する保険金は支払いません。

保険料分割払特約(19)

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをおいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第1条(保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第2条(分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の申込時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに当会社に払い込まれなければなりません。

第3条(第1回分割保険料領収前にペットが被った身体障害)

保険期間が始まった後でも、当会社は、第2条(分割保険料の払込方法)に規定する第1回分割保険料を領収する前にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合一分割保険料未払込の場合)

- (1) 保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、当会社は、その払込期日以後にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 第2回目以降の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにペットが被った身体障害に対して被保険者が保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は、払い込みを怠っていた分割保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第5条(保険契約の解除一分割保険料未払込の場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ①払込期日の属する月の翌月末日までに、保険契約者からその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ②払込期日までに、保険契約者からその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(以下のこの条において、「次回払込期日」といいます。)までに、保険契約者から次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の規定による解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ効力を生じます。
- ①(1)①の規定による解除の場合は、当該分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日
- ②(1)②の規定による解除の場合は、次回払込期日

第6条(保険料の返還の特則－解除・失効の場合)

当会社は、普通保険約款の(告知義務)、(通知義務)もしくは(重大事由による解除)の規定により当会社が保険契約を解除した場合、(保険契約者による解除)の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合、または(保険契約の失効)の規定により保険契約が失効した場合には、普通保険約款の(保険料の返還または請求)の規定にかかわらず、既に払い込まれた保険料の総額が既経過期間(注1)に対応する分割保険料の総額を上回るときに限り、その差額を返還します。

(注1)既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第7条(追加保険料の払込み)

- (1) 当会社が普通保険約款の(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その全額を当会社に一時に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定により保険料が請求となる場合、保険契約者は、当会社が請求した日の属する月の翌月末日までに追加保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が(2)の追加保険料の払込みを怠った場合(注2)は、当会社は、保険契約の保険期間の初日以降にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。
- (注2)追加保険料の払込みを怠った場合
当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (4) 保険契約者は、追加保険料領収前の身体障害に対して保険金の支払いを受ける場合は、その支払いを受ける前に、追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、支払うべき保険金が追加保険料を超える場合で、支払うべき保険金から追加保険料を差し引くことについての被保険者の申し出があったときは、追加保険料を差し引いた保険金を被保険者に支払います。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

継続契約初回保険料の口座振替に関する特約(21)

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	当会社と締結されていた保険契約の保険期間の終了日(注)の翌日を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。 (注)保険期間の終了日 保険契約が保険期間の終了日前に解除されていた場合には、その解除日をいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。 ア.この保険契約に保険料分割払特約(19)が適用されている場合は第1回分割保険料 イ.ア以外の場合は、保険料
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
初回保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次の①から④までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ①この保険契約が継続契約であること。
- ②保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意があること。
- ③指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。
- ④当会社所定の保険料口座振替依頼手続きが、保険期間が始まる時までに完了していること。

第2条(初回保険料の払込み)

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第3条(初回保険料払込み前の取扱い)

- (1) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料に関する規定に限り、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前にペットが被った身体障害の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) (1)の規定により、被保険者が初回保険料払込み前に保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第4条(保険契約の取消しー初回保険料未払込の場合)

当会社は、初回保険料払込期日までに、保険契約者から初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

クレジットカードによる保険料払込に関する特約(19)

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
会員規約等	クレジットカードの利用条件等を定めた規約をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
この保険契約の保険料	保険契約締結の際に払い込むべき保険料または保険契約締結後に払い込むべき保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。 ア.この保険契約に保険料分割払特約(19)が適用されている場合は第1回分割保険料 イ.ア以外の場合は、保険料
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第1条(クレジットカードによる保険料払込の承認)

- (1) 当会社は、この特約により、クレジットカードを使用して、保険契約者がこの保険契約の保険料を払い込むことを承認します。
- (2) (1)にいう、保険契約者とはカード会社との間で締結した会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。
- (3) 次条以下の規定は、クレジットカードを使用したこの保険契約の保険料の払込みごとに適用します。

第2条(保険料領収前に生じた身体障害の取扱い)

- (1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して払い込む旨の申し出があった場合には、当会社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の払込みを承認します。
- (2) 保険契約者が、この保険契約の保険料の払込みにクレジットカードを使用した場合には、当会社が(1)の承認を行った時(注)以後、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前にペットが被った身体障害の取扱いに関する規定を適用しません。
(注)当会社が(1)の承認を行った時
保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。
- (3) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、(2)の規定にかかるわらず、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前にペットが被った身体障害の取扱いに関する規定を適用するものとします。
①当会社がカード会社からこの保険契約の保険料を領収できない場合。
ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対して払い込むべき保険料の全額を既に払い込んでいる場合は、(2)の規定に従い、普通保険約款および他の特約に定める保

保険料領収前にペットが被った身体障害の取扱いに関する規定を適用しないものとします。

②会員規約等に定める手続が行われない場合

第3条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)

- (1) 第2条(保険料領収前に生じた身体障害の取扱い)(3)①に規定するこの保険契約の保険料を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの保険契約の保険料を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第2条(保険料領収前に生じた身体障害の取扱い)(2)の規定を適用します。

第4条(保険契約の取消しー初回保険料未払込の場合)

保険契約者が第3条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(2)の保険料の払込みを怠った場合で、初回保険料払込期日の属する月の末日までに、保険契約者から初回保険料の払込みがないときには、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を取り消すことができます。

第5条(保険料の返還の特則)

- (1) 普通保険約款および他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、次の①または②のいずれかの領収を確認した後に保険料を返還します。
- ①カード会社から当会社に払い込まれるべき保険料の全額
②第3条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(1)の規定により当会社が保険契約者に直接請求した保険料がある場合は、その全額
- (2) (1)①に規定する保険料の全額を当会社が領収していない場合に、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対して払い込むべき保険料の全額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その額を領収したものとします。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

保険契約の継続取扱に関する特約(22)

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通知書等	契約継続の取扱いおよび継続後の契約内容等について通知する書面(電磁的方法で通知する場合を含みます)をいいます。
保険証券等	保険証券、保険契約継続証またはこれに代わる電磁的方法で提供したものをいいます。
継続契約	この保険契約の保険期間の終了日の翌日を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。

用語	定義
払込期日	年払契約の場合、この保険契約の保険期間の終了日の翌日をいい、分割払契約の場合は保険証券等記載の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間の終了日	保険契約が終了する日をいい、保険期間の初日の翌年の応当日の前日をいいます。ただし、翌年の応当日がない場合には、その月の末日を翌年の応当日とします。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいい、例えば次のような方法をいいます。 ア.電子メール等を利用する方法 イ.当会社のウェブサイト等から所定の方法で閲覧または入力等する方法 ウ.磁気ディスク等に記録し交付または提出する方法
普通保険約款	この特約が付帯される主契約の普通保険約款をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、当会社と保険契約者との間に、保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条(保険契約の継続)

- (1) 保険期間の終了に際し、当会社は、保険期間の終了日の翌日より起算して2か月前の日の属する月の初日までに保険契約者に通知書等を交付します。
- (2) 当会社は、(1)に規定する通知書等で継続する契約の内容について通知します。
- (3) 保険期間の終了日の翌日から起算して1か月前の日の属する月の初日までに、保険契約者または当会社のいずれか一方より継続の取り止めまたは次の①から④に定める契約条件の変更などの書面または電磁的方法による意思表示がない場合には、当会社は、(2)に規定する通知書等で通知した内容で継続契約をお引き受けするものとします。この場合、継続前の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを要します。ただし、継続時に、当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、継続契約のお引き受けはしません。この場合、継続の取扱に準じて当会社の定める他の保険でお引き受けします。
- ①保険料払込方法
②保険料払込回数
③加入するプラン(補償割合など)
④ペットの種類が犬の場合、ペットの体重
- (4) 保険期間が始まった後でも、当会社は、継続契約の保険料領収前に被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) (3)の規定によりこの保険契約の継続契約をお引き受けした場合には、当会社は、保険契約者に保険証券等を書面で交付または継続後の契約内容について電磁的方法で通知します。
- (6) 継続後の保険契約には継続時の普通保険約款および特約を適用します。

第3条(継続契約の保険料および保険料の払込方法)

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、継続契約の保険料(分割払の場合には分割保険料)を払込期日までに払い込むものとします。

(3) (2)の規定にかかわらず、次の①から③までのすべての条件を満たす場合には、第2条(保険契約の継続)(5)の規定による保険証券等に記載の期日を払込期日とし、指定口座から当会社の口座に振り替えることにより、またはクレジットカードを使用することにより、継続契約の保険料の払込みを行ふものとします。

- ①当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料を口座振替またはクレジットカードにより払い込むことについて合意があること
- ②口座振替の指定口座が提携金融機関に設定されていること、またはクレジットカードが提携クレジットカード会社の発行するものであり、その有効性等を確認できること
- ③当会社所定の保険料口座振替依頼手続きが完了していること、または保険契約者からクレジットカードの有効性等を確認するための情報の提供がなされていること

第4条(保険金を支払わない場合—継続契約の保険料未払込の場合)

保険契約者が第3条(継続契約の保険料および保険料の払込方法)の継続契約の保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みを怠ったときは、当会社は、継続契約の保険期間の始期以降にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(保険契約の取消し—継続契約の保険料未払込の場合)

保険契約者が第3条(継続契約の保険料および保険料の払込方法)の継続契約の保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を取り消すことができます。

第6条(継続契約に適用される保険料)

(1) 継続契約の保険料は、継続契約の保険期間の初日における、次の①から③までの条件によって継続時の保険料率により計算します。

なお、次の③の条件については、継続前契約の保険期間の終了日の翌日から起算して1か月前の属する月の初日までに、保険契約者より書面または電磁的方法による変更の意思表示があつた場合に限り、継続契約の保険期間の初日における条件とみなし、計算するものとします。

- ①ペットの年齢
- ②加入するプラン(補償割合など)
- ③ペットの種類が犬の場合、ペットの体重

(2) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以降に保険期間が開始する継続契約から改定後の保険料率を適用します。

第7条(継続契約に適用される特約)

(1) この保険契約が第2条(保険契約の継続)の規定によりこの保険契約と同一の条件で継続された場合には、継続契約にはこの保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、第2条(保険契約の継続)の規定によりこの保険契約と異なる条件で継続された場合には、継続契約には保険証券等に記載された特約が適用されるものとします。

第8条(継続契約の告知義務)

(1) 第2条(保険契約の継続)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項または保険証券等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、保険期間の

終了日の翌日から起算して1か月前の日の属する月の初日までに、書面または電磁的方法をもってこれを当会社に告げなければなりません。

(2) (1)の規定による告知については、普通保険約款の(告知義務)の規定を準用します。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

MEMO

MEMO
